

第16期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
新有楽町ビル7階 当社オフィス

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る譲渡制限期間変更の件

議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後6時30分まで

目次

- 第16期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

株式会社いつも

証券コード：7694



itsumo.

当日出席されない場合は、インターネット
又は書面により議決権行使を行うことが
できます。

証券コード 7694

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
新 有 楽 町 ビ ル

株 式 会 社 い つ も

代表取締役社長 坂 本 守

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト<https://itsumo365.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名（いつも）または証券コード
（7694）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権行使を行うことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述
のご案内に従って賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後6時30分までにご
行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
新有楽町ビル7階 当社オフィス
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る譲渡制限期間変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。

◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表

◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には下記の3つの方法がございます。



### インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンから、下記の議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。



議決権行使サイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2023年6月27日（火曜日）午後6時30分入力完了分



### 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2023年6月27日（火曜日）午後6時30分到着分



### 株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2023年6月28日（水曜日）午前10時  
（受付開始午前9時30分）

### ❗ ご注意事項

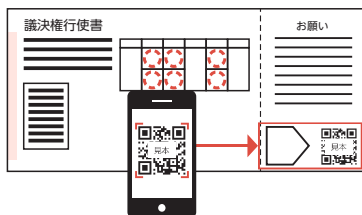
- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

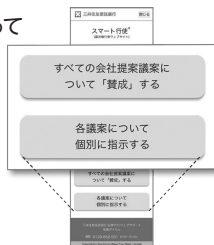
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に  
記載のQRコードを読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

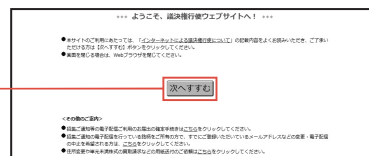
(注)QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

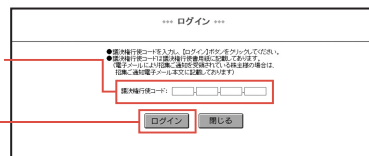
議決権行使  
ウェブサイト

▶ <https://www.web54.net>

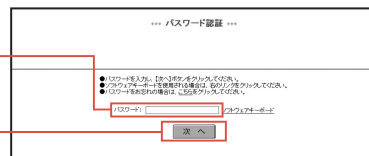
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン  
の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせくだ  
さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
**0120-652-031** フリーダイヤル  
(受付時間 9:00～21:00)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社においては、経営の監督と業務執行の両機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに執行役員の役割を各管掌部門の最高責任者と再定義し、より迅速な業務執行体制と実効性ある監督を可能とすべく、取締役4名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役候補者全員について、過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その意見を尊重したうえで取締役会において決議されております。

監査等委員会は、各候補者に関して、再任となる候補者については当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                   | 当社における地位及び担当  |
|-------|-----------------------|---------------|
| 1     | 再任 さかもと まもる<br>坂本 守   | 代表取締役社長       |
| 2     | 再任 もちづき ともゆき<br>望月 智之 | 取締役副社長        |
| 3     | 再任 いそずみ たけし<br>五十棲剛史  | 独立役員<br>社外取締役 |

| 候補者番号                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                               | 再任<br>坂本 守<br>(1970年10月7日生)  | 1993年4月 株式会社コムソン社入社<br>1996年4月 株式会社フジプレミアム入社<br>1999年5月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社<br>2007年2月 当社設立代表取締役社長（現任）<br>2021年4月 いつもキャピタル株式会社代表取締役（現任）<br>2021年6月 いつもコマース株式会社代表取締役<br>2021年12月 いつもコマース株式会社取締役（現任）                 | 2,640,000株  |
| 取締役候補者とした理由<br>坂本守氏は、2007年の創業から当社の代表取締役として事業全般を統括し、事業成長を牽引するなど、経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、今後も強いリーダーシップを発揮し事業を推進できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                              |                                                                                                                                                                                                                                 |             |
| 2                                                                                                                                               | 再任<br>望月 智之<br>(1977年1月26日生) | 1999年4月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社<br>2007年2月 当社設立取締役副社長<br>2017年3月 ワークトピア株式会社取締役<br>2020年4月 当社取締役副社長ビジネス本部長<br>2021年4月 いつもキャピタル株式会社取締役（現任）<br>2021年6月 いつもコマース株式会社取締役（現任）<br>2021年10月 株式会社ビーラン取締役<br>2022年6月 当社取締役副社長（現任） | 1,360,000株  |
| 取締役候補者とした理由<br>望月智之氏は、2007年の創業から当社の取締役として、各事業に携わり、幅広い事業経験、豊富な知見を有しており、今後も主に新規事業において重要な役割を果たしていくと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                 |                              |                                                                                                                                                                                                                                 |             |

## 株主総会参考書類

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-weight: bold; font-size: small;"> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </div> <p style="text-align: center;">いそづみ たけし<br/>五十棲 剛史<br/>(1963年11月23日生)</p> | <p>1987年4月 株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社</p> <p>1990年1月 株式会社日本エル・シー・エー入社</p> <p>1994年5月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社</p> <p>2003年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）執行役員</p> <p>2007年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役執行役員</p> <p>2010年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役常務執行役員</p> <p>2014年7月 株式会社船井総合研究所取締役常務執行役員</p> <p>2016年1月 株式会社船井総研ホールディングス取締役常務執行役員</p> <p>2018年3月 株式会社iOffice設立代表取締役（現任）<br/>株式会社シンカ取締役</p> <p>2018年4月 株式会社DATAKIT社外取締役（現任）<br/>株式会社ONPA JAPAN社外取締役</p> <p>2018年5月 株式会社タクセル<br/>（現アイセールス株式会社）取締役</p> <p>2018年7月 当社取締役（現任）</p> <p>2018年9月 BaseLayer株式会社取締役</p> <p>2019年4月 リネシス株式会社取締役</p> <p>2020年4月 株式会社デジタルシフト取締役副社長<br/>boost technologies株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2021年5月 株式会社ミギナナメウエ取締役（現任）</p> | 一株          |
| <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>五十棲剛史氏は、上場会社での取締役としての経験があり、株式会社iOfficeの代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門的な視点から当社への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいております。当社は、同氏のこのような豊富な経験・見識及びそれに基づく助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |



- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は五十棲剛史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 五十棲剛史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は五十棲剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 五十棲剛史氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、4年11か月となります。
6. 五十棲剛史氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
7. 五十棲剛史氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 五十棲剛史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
9. 五十棲剛史氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 五十棲剛史氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 坂本守氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社つづくが所有する株式数を含めて表示しております。
12. 望月智之氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社望月智之事務所が所有する株式数を含めて表示しております。

(ご参考) 第1号議案が承認されたのちの経営体制 (予定)

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者及び監査等委員である取締役の有する主な経験や見識を踏まえ、該当する項目に●印をつけています。

| 氏名     | 役職       | 社外独立 | 監査等委員     | 専門性と経験 |                 |          |    |       |
|--------|----------|------|-----------|--------|-----------------|----------|----|-------|
|        |          |      |           | 企業経営   | 法務・リスク・コンプライアンス | 財務・会計・税務 | IT | 業界の知見 |
| 坂本 守   | 代表取締役社長  |      |           | ●      |                 |          |    | ●     |
| 望月 智之  | 取締役副社長   |      |           | ●      |                 |          |    | ●     |
| 五十棲 剛史 | 取締役      | 社外独立 |           | ●      |                 |          |    |       |
| 新熊 聡   | 取締役監査等委員 | 社外独立 | ○<br>(常勤) |        | ●               |          |    |       |
| 上山 亨   | 取締役監査等委員 | 社外独立 | ○         |        |                 | ●        |    |       |
| 岡田 章二  | 取締役監査等委員 | 社外独立 | ○         | ●      |                 |          | ●  |       |

**第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る譲渡制限期間変更の件**

当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。) の報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」及び「短期インセンティブ報酬」(業績連動報酬) と非金銭報酬としての「長期インセンティブ報酬」(ストック・オプション、譲渡制限付株式) により構成されております。取締役の報酬の金額等については、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において、対象取締役の金銭報酬額について年額200,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。) とご承認をいただいております。また、譲渡制限付株式報酬制度 (以下「本制度」という。) に係る対象取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会において、上記金銭報酬とは別枠で年額40,000千円 (うち社外取締役分は年間10,000千円) 以内、本制度のもとで発行または処分される当社の普通株式の総数は、年12,000株 (うち社外取締役分は年3,000株) 以内にご承認いただいております。

当社は、本年3月に社外独立役員を中心とした指名・報酬委員会を設置し、当社にふさわしい役員報酬制度を議論してまいりました。その結果、長期インセンティブ報酬のうち譲渡制限付株式については、指名・報酬委員会による各取締役の実績評価に基づき毎年これを付与するとともに、一定期間経過後に譲渡制限を解除することで、優秀な人材の確保と中長期の株価向上インセンティブ付与を図ることとされました。これに伴い、本制度のうち譲渡制限期間について、これ

まで「交付日から当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までの間」としていたもの（以下「退任時解除型譲渡制限付株式報酬制度」という。）を「交付日から3年間から5年間までの間で当社取締役会が予め定めた期間」（以下「中期勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度」という。）に変更させていただきたいと存じます。

本議案が原案どおり承認可決された場合には、既に付与済みのものを除き、退任時解除型譲渡制限付株式報酬制度は廃止し、今後は中期勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度に基づき譲渡制限付株式報酬を対象取締役に付与してまいります。なお、譲渡制限付株式付与のための報酬の上限金額年額40,000千円（うち社外取締役分は年間10,000千円）以内及び上限株式数（当社普通株式総数年12,000株（うち社外取締役分は年3,000株）以内）については変更ありません。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の答申を尊重した上で取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）となります。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、その内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載のとおりであります。また、2023年5月19日開催の取締役会において同基本方針を一部改定しておりますが、本議案に基づく取締役に対する本譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものと判断しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

本議案に関しては、過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しております。また、監査等委員会から、監査等委員以外の取締役の報酬等について、会社法の規定に基づき指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株（うち社外取締役分は年3,000株）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲に

において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が予め定めた期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2)対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中に、継続して当社の取締役、その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和で個人消費の回復や経済活動の正常化が進み、緩やかに景気回復の動きがみられたものの、資源・原材料価格の高騰と物価上昇、急激な為替変動など、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループの事業を取り巻く環境は、コロナ禍での巣ごもり消費による一時的な需要が落ち着きつつあるものの、中長期的には今後もECでの購買は増加していくものと見込んでおります。株式会社富士経済が公表した「通販・e-コマースビジネスの実態と今後2023」によれば、2022年のEC(物販)市場規模は13.2兆円に対し、2023年の見込みでは13.8兆円、2024年では14.4兆円と、着実に成長を続けていくと予想されています。

このような経営環境の中、当社グループは「日本の未来をECでつくる」をミッションとして掲げ、メーカー企業向けEC事業の総合支援及びD2C・ECブランドのM&A・成長支援サービスを提供してまいりました。

ECマーケットプレイスサービスの売上高は、前連結会計年度比で微増での着地となりました。EC事業代行等では、離脱ブランドの影響を受け売上高は減収となりましたが、各ブランドとも順調に成長を進めております。前期下期から開始したブランドバリューアップが、当期は1年間を通じて貢献し増収となりました。

ECマーケティングサービスにおいては、主に既存契約の平均単価の上昇により増収となりました。本サービスにおける売上高のうち、契約期間に応じ安定的な収益を継続的に見込むことができる積み上げ型のビジネスモデルであるストック売上高の割合は、当連結会計年度で93.6%となり、安定した収益の獲得に貢献しております。

これらの結果、ECマーケットプレイスサービスの売上高は9,564,253千円、ECマーケティングサービスの売上高は2,745,814千円となり、当連結会計年度の売上高は12,310,068千円(前連結会計年度比5.6%増)、営業利益は314,309千円(前連結会計年度比48.0%減)、経常利益は293,825千円(前連結会計年度比49.7%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は219,826千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益361,136千円)となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額は13,711千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、人員増加に伴うPCの購入と、社内環境整備のための社内システム導入となります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

### (3) 資金調達の状況

当社グループは、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行5行との間に総額28億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は3億円であります。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 提供サービスの強化

当社グループは、EC運営事業者に対して、事業戦略立案からショップの構築・運営、そして物流・配送までをワンストップで提供する「ECワンプラットフォーム構想」の実現を目指しております。ワンストップで支援することにより独自に積み上げてきたノウハウで、EC運営事業者への新規サービス提供を増やすだけでなく、サービスの契約継続にも活用してまいります。また、市場シェアや広告出稿などのデータの活用を行い、当社サービスのさらなる質の向上を図っております。

#### ② 優秀な人材の獲得及び育成

当社グループのサービスの提供には、優秀な人材確保が必要不可欠であります。当社グループはAmazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング、自社ECサイトなど様々なプラットフォーム向けのサービスを提供しております。そのため、EC運営に関する知識や経験のある人材の採用を推進するだけでなく、従前より未経験者を採用し育成に努めておりますが、社内研修やOJTを通じてノウハウを身につけることができる育成体制の強化に取り組んでおります。

#### ③ 内部管理体制の強化

当社グループは、現在成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。そのため、管理部門業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、関連法令に関する研修や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化を行い、コーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

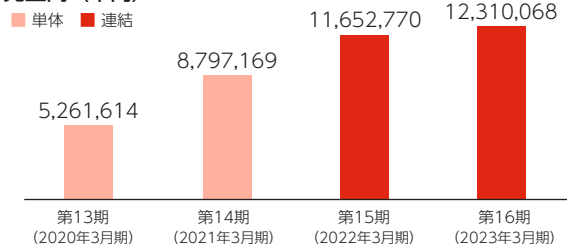
## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                               | 2020年3月期<br>第13期 | 2021年3月期<br>第14期 | 2022年3月期<br>第15期 | 2023年3月期<br>(当連結会計年度)<br>第16期 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高                               | 5,261,614 千円     | 8,797,169 千円     | 11,652,770 千円    | 12,310,068 千円                 |
| 経常利益                              | 198,165 千円       | 547,856 千円       | 583,836 千円       | 293,825 千円                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>又は当期純損失(△) | 143,910 千円       | 419,757 千円       | 361,136 千円       | △219,826 千円                   |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)          | 31.28 円          | 86.21 円          | 64.05 円          | △38.20 円                      |
| 総資産                               | 2,260,370 千円     | 4,431,542 千円     | 6,926,760 千円     | 6,598,008 千円                  |
| 純資産                               | 176,352 千円       | 2,027,078 千円     | 2,407,751 千円     | 2,198,461 千円                  |
| 1株当たり純資産                          | 38.34 円          | 361.33 円         | 423.08 円         | 378.93 円                      |

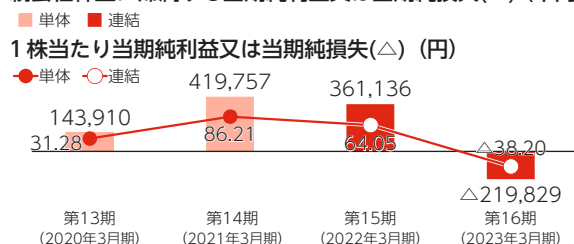
(注) 1. 第15期より連結計算書類を作成しているため、第13期及び第14期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

2. 当社グループは、2019年8月9日付で普通株式1株につき1,000株、2020年9月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

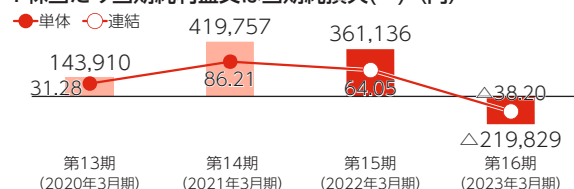
### 売上高 (千円)



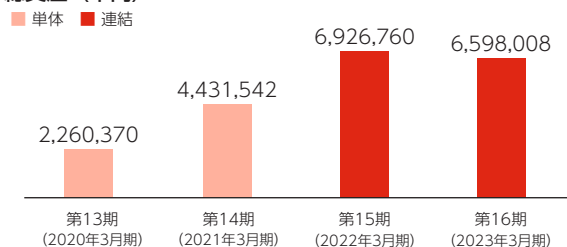
### 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (千円)



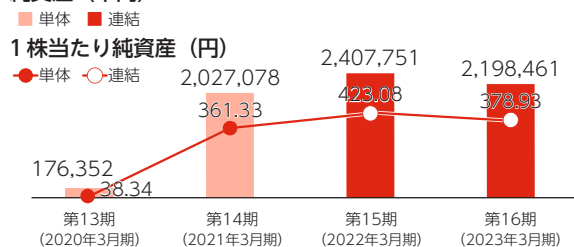
### 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)



### 総資産 (千円)



### 純資産 (千円)



(注) 第15期より連結計算書類を作成しているため、第13期及び第14期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

## 事業報告

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金       | 出資比率           | 主な事業内容                                |
|-------------|-----------|----------------|---------------------------------------|
| いつもコマース株式会社 | 10,000 千円 | 100%           | D2C・ECブランドのM&A、企画、開発、マーケティング、運営、販売    |
| 株式会社ビーラン    | 5,000 千円  | 100%<br>(100%) | スノーボードを中心としたスポーツ用品の企画、製造、卸販売、ECサイトの運営 |

- (注) 1. 重要な子会社は、資本金及び出資比率を参考に選択しております。  
2. 出資比率欄の( )内は、間接所有割合を内数で記載しています。  
3. 当社の連結子会社は、上記2社を含め6社であります。

- ③ 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。
- ④ その他  
該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの主要な事業はEC全般に関する支援事業であり、国内外企業のEC事業の立ち上げからフルフィルメントまで総合アウトソースをワンストップで提供し、売上・利益の拡大を支援しております。

| サービス            | 主要サービス内容                                                                    |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ECマーケットプレイスサービス | 自社ブランドの商品またはブランドメーカーから仕入れた商品を、委託先倉庫で保管し、国内の最適なプラットフォームを横断して販売・配送            |
| ECマーケティングサービス   | EC事業者の抱える事業課題に対して、国内の複数のプラットフォームにおける、マーケティング、コンサルティング、デザイン、サイト運営等のEC業務をサポート |

### (8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

#### ① 当社

| 名称 | 所在地     |
|----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |

#### ② 子会社

| 名称       | 所在地    |
|----------|--------|
| 株式会社ビーラン | 大阪府吹田市 |



## (9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 273名 (40名) | 25名増 (3名減)  |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート社員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数       | 前期末比増減     | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|------------|--------|--------|
| 251名 (33名) | 24名増 (5名減) | 31歳6か月 | 3年2か月  |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート社員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 従業員数が前期末に比較して増加した理由は、業容の拡大によるものであります。  
3. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

## (10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額        |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 948,073 千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 687,054 千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 454,840 千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 300,000 千円 |
| 株式会社きらぼし銀行   | 68,270 千円  |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 16,700 千円  |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 事業報告

### 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,801,378株（自己株式5,422株を除く。）
- (3) 株主数 2,384名
- (4) 大株主

| 株 主 名                  | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------|-------------|---------|
| 株式会社つづく                | 2,400,000 株 | 41.37 % |
| 株式会社望月智之事務所            | 1,200,000 株 | 20.68 % |
| 坂本 守                   | 240,000 株   | 4.14 %  |
| 望月 智之                  | 160,000 株   | 2.76 %  |
| 丸谷 和徳                  | 135,000 株   | 2.33 %  |
| JPモルガン証券株式会社           | 77,400 株    | 1.33 %  |
| 株式会社SBI証券              | 72,000 株    | 1.24 %  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）     | 66,100 株    | 1.14 %  |
| 楽天証券株式会社               | 56,700 株    | 0.98 %  |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 49,500 株    | 0.85 %  |

- (注) 1. 株式会社つづくは当社代表取締役である坂本守が株式を保有する資産管理会社であります。  
2. 株式会社望月智之事務所は当社取締役である望月智之が株式を保有する資産管理会社であります。  
3. 持株比率は、自己株式（5,422株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が107,500株増加しております。
- ② 2022年10月28日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、5,300株増加しております。
- ③ 2023年2月28日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、3,000株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                     |                   | 第1回新株予約権                                            | 第3回新株予約権                                            |
|---------------------|-------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 発行決議日               |                   | 2019年9月24日                                          | 2020年4月1日                                           |
| 新株予約権の数             |                   | 12,260個                                             | 7,960個                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |                   | 普通株式 245,200株<br>(新株予約権1個につき20株)                    | 普通株式 159,200株<br>(新株予約権1個につき20株)                    |
| 新株予約権の払込金額          |                   | 1株につき41円                                            | 1株につき41円                                            |
| 権利行使期間              |                   | 2021年9月25日から<br>2029年9月24日まで                        | 2022年4月2日から<br>2030年4月1日まで                          |
| 行使の条件               |                   | (注) 2                                               | (注) 2                                               |
| 役員<br>の<br>保有状況     | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 (注) 3 1,000個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 (注) 3 1,400個<br>目的となる株式数 28,000株<br>保有者数 2名 |
|                     | 社外取締役             | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名          | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名          |
|                     | 取締役 (監査等委員)       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                | 新株予約権の数 250個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名          |

(注) 1. 2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年9月4日付で1株を20株とする株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」は、株式分割後の数値を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、監査役または従業員のうち正社員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- iii その他の条件については、第1回新株予約権については2019年9月24日開催の当社臨時株主総会

## 事業報告

及び2019年9月24日開催の取締役会決議に基づき、第3回新株予約権については2019年9月24日及び2020年4月1日開催の当社臨時株主総会、及び2020年4月1日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 取締役（社外取締役を除く。）が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。
4. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、監査等委員会設置会社へ移行前の監査役時に付与されたものであります。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

#### ① 募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）

当社は、2022年9月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたりより一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

|                        |                       | 第4回新株予約権                        |          |
|------------------------|-----------------------|---------------------------------|----------|
| 発行決議日                  |                       | 2022年9月14日                      |          |
| 新株予約権の数                |                       | 154,000個                        |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |                       | 普通株式 154,000株<br>(新株予約権1個につき1株) |          |
| 新株予約権の払込金額             |                       | 1株につき0.82円                      |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                       | 1株につき743円                       |          |
| 権利行使期間                 |                       | 2025年7月1日から<br>2027年6月30日まで     |          |
| 行使の条件                  |                       | (注)                             |          |
| 割当先                    | 当社取締役、取締役（監査等委員）及び従業員 | 新株予約権の数                         | 154,000個 |
|                        |                       | 目的となる株式数                        | 154,000株 |
|                        |                       | 保有者数                            | 13名      |

(注) 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

i 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使する

時点において、当該本新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役等の役員または使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

ii 当社決算書上の連結損益計算書における売上高及び調整後EBITDAが以下各号に定める基準を満たす場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数に対して以下各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(ア)2025年3月期の売上高が30,000百万円を超過または調整後EBITDAが2,630百万円を超過した場合

行使可能割合 2分の1

(イ)2025年3月期の売上高が30,000百万円を超過及び調整後EBITDAが2,630百万円を超過した場合

行使可能割合 2分の2

iii その他の条件については、2022年9月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## ② 第1回及び第3回新株予約権の消却

当社と各新株予約権者との間で締結している「新株予約権割当契約」の規定に基づき、取締役会の決議により、以下のとおり消却しております。

|                        | 第1回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|------------------------|----------|----------|
| 2022年9月14日開催<br>取締役会決議 | 285個     | 195個     |
| 2023年3月14日開催<br>取締役会決議 | 88個      | 95個      |
| 合 計                    | 373個     | 290個     |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

| 氏名     | 地位               | 担当及び重要な兼職の状況                                                                           |
|--------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 坂本 守   | 代表取締役社長          | いつもキャピタル株式会社代表取締役<br>いつもコマース株式会社取締役                                                    |
| 望月 智之  | 取締役副社長           | いつもキャピタル株式会社取締役<br>いつもコマース株式会社取締役                                                      |
| 杉浦 通之  | 取締役 CFO          | コーポレート本部長<br>いつもキャピタル株式会社取締役<br>いつもコマース株式会社取締役                                         |
| 高木 修   | 取締役              | ECサービス事業本部長<br>株式会社ビーラン取締役                                                             |
| 古屋 修   | 取締役              | コマース事業本部長<br>いつもコマース株式会社代表取締役<br>株式会社ビーラン代表取締役                                         |
| 鷹本 真章  | 取締役              | 経営戦略本部長                                                                                |
| 五十棲 剛史 | 取締役              | 株式会社iOffice代表取締役<br>株式会社DATAKIT社外取締役<br>boost technologies株式会社社外取締役<br>株式会社ミギナメウエ社外取締役 |
| 新熊 聡   | 取締役<br>(常勤監査等委員) | 春名・田中・細川法律事務所カウンセラー弁護士<br>株式会社ビーラン監査役                                                  |
| 上山 亨   | 取締役<br>(監査等委員)   | カケルパートナーズ合同会社代表社員<br>HEROZ株式会社取締役（監査等委員）<br>ビープラッツ株式会社社外取締役<br>株式会社M&A総研ホールディングス社外取締役  |
| 岡田 章二  | 取締役<br>(監査等委員)   | ISENSE株式会社代表取締役                                                                        |

- (注) 1. 取締役五十棲剛史、取締役（監査等委員）新熊聡、上山亨及び岡田章二は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、新熊聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、取締役五十棲剛史、取締役（監査等委員）新熊聡、上山亨及び岡田章二を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）上山亨は、証券会社における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 役 名     | 氏 名       | 職 名                    |
|---------|-----------|------------------------|
| 執 行 役 員 | 本 多 正 史   | ブランドEC事業本部フルフィルメントグループ |
| 執 行 役 員 | 義 家 聖 太 郎 | 経営戦略本部HR・採用支援グループ      |
| 執 行 役 員 | 神 野 潤 一   | 社長室新規事業管掌              |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

#### ① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しており、その概要は次のとおりであります。

#### <基本方針>

下記3つの条件を満たしたものであることとしております。

- ・ 当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・ 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・ 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

#### <報酬体系>

取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬及び短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）と非金銭報酬等とで構成されており、監査等委員である取締役は基本報酬のみとしています。

#### ア. 基本報酬（固定報酬）の個別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、個人別の報酬額については、当社の経

営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業を調査・分析したうえで、総合的に勘案して決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定するものとしております。

イ. 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の支給基準及び支給額に関する方針

短期インセンティブ報酬は、当期連結業績予想のうち売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益を達成できた場合に、あらかじめ取締役ごとに定めた報酬額を支払うこととしております。各取締役の支給額は、業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会で予め定めた役職別係数により按分した金額を支給することとしております。

ウ. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及び額または数の算定方法等の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬を導入しており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までの間、譲渡制限を行う株式報酬であり、その額及び株数は株主総会で決議された範囲内において、取締役会において決定しております。

エ. 報酬等の構成比率

固定の金銭報酬である基本報酬、短期インセンティブ報酬及び非金銭報酬の比率は、当社の事業環境や他社水準等に鑑み、適切な割合となるように設定することを方針としております。

オ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員である取締役を含む社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、報酬水準の妥当性及び報酬決定プロセスの透明性及び客観性の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」を2023年3月28日付で設置しました。取締役の選任及び解任に係る基本方針や基準、候補者原案の決定等、並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項について審議し、審査結果を取締役に答申することで、評価・決定プロセスの透明性及び客観性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ってまいります。



② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2020年6月26日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、報酬に関する決議の内容は下記のとおりであります。

| 役員区分            | 報酬の種類     | 決議時点における<br>役員の数             | 報酬限度額                                       | 株主総会<br>決議年月日            |
|-----------------|-----------|------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------|
| 取締役             | 年間報酬      | 取締役4名<br>(うち社外取締役1名)         | 年額200,000千円以内                               | 2020年6月26日<br>第13期定時株主総会 |
|                 | 譲渡制限付株式報酬 | 取締役4名<br>(うち社外取締役1名)         | 年額40,000千円以内<br>(うち社外取締役分は<br>年額10,000千円以内) | 2021年6月25日<br>第14期定時株主総会 |
| 監査等委員<br>である取締役 | 年間報酬      | 監査等委員である取締役3名<br>(うち社外取締役3名) | 年額50,000千円以内                                | 2020年6月26日<br>第13期定時株主総会 |

(注) 報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長坂本守が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は取締役会にて決定された方針に従い代表取締役社長坂本守が個人別の報酬額案を提示し、社外取締役と審議したうえで決定しております。これらの権限を委任した理由は取締役会とは別の会議体を設けずに取締役会にて検討を行ったためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会において決定方針のとおり、他社の報酬水準をもとに当社のモデル水準について議論を行う等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |        |            | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------|--------|------------|----------------------|
|                                     |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等     |                      |
| 取締役<br>(監査等委員であるものを除く)<br>(うち社外取締役) | 142,693<br>(4,800) | 141,915<br>(4,800) | —      | 778<br>(—) | 7<br>(1)             |
| 監査等委員である取締役<br>(うち社外取締役)            | 22,125<br>(22,125) | 22,125<br>(22,125) | —      | 0          | 5<br>(5)             |

(注) 1. 上記の監査等委員である取締役の支給人数には、2022年6月28日開催の第15期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名を含んでおります。  
2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

## 事業報告

### ⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、上記「① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項ウ. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及び額または数の算定方法等の決定に関する方針」に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、上記「② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役五十棲剛史氏、社外取締役新熊聡氏、社外取締役上山亨氏、社外取締役岡田章二氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

##### (ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

| 区分               | 氏名      | 出席状況                         | 活動状況                                                                                                                                       |
|------------------|---------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役              | 五十棲 剛 史 | 取締役会 17/17回                  | 当事業年度開催の取締役会において議案審議につき、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から発言を行っております。                                                                                   |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 新 熊 聡   | 取締役会 13/13回<br>監査等委員会 10/10回 | 社外取締役就任後開催の取締役会において、弁護士の立場・見地から適宜必要な発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置した指名・報酬委員会の委員長を務めております。                           |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 上 山 亨   | 取締役会 17/17回<br>監査等委員会 13/13回 | 当事業年度開催の取締役会において、議案審議につき、長年にわたる証券会社での豊富な経験に基づき、財務・会計・金融に関する知見から発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置した指名・報酬委員会の委員を務めております。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 岡 田 章 二 | 取締役会 13/13回<br>監査等委員会 10/10回 | 社外取締役就任後開催の取締役会において、企業経営の経験から適宜必要な発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置した指名・報酬委員会の委員を務めております。                              |

#### (イ) 取締役の意見により変更された事業方針

重要な該当事項はありません。

#### (ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

重要な事実該当する事項はありません。

#### (エ) 社外取締役が果たすことがされる役割に対して行った職務の概要

五十棲剛史氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見と多角的な指摘から、取締役会やその他の会議において、当社の経営戦略や事業計画の策定に関する意見・助言を行っております。

新熊聡氏は、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

上山亨氏は、財務及び会計に関する知見に基づき、経営戦略・計画の策定への関与をいただく中で、株主やその他ステークホルダーを意識した意見を述べております。

岡田章二氏は、事業運営を通じて培われた高い見識と多角的な視点から、当社の企業戦略や事業計画の策定に関する意見・助言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 33,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、適宜これを改定しております。その概要は以下のとおりです。

(業務の適正を確保するための体制)

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「行動規範」及び重要な社内方針・規則を、社内の情報ネットワークを通じて当社グループの取締役と使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。

また、当社は、当社グループにおける法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持する。その運営状況については、取締役または使用人が定期的に監査等委員会及びコンプライアンス担当部署へ報告する。当社のコンプライアンス担当部署は、上記の活動に加え、コンプライアンスを確保する体制を活用し、以下の仕組みによる当社グループのコンプライアンス体制の維持などを通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

- a) 「決裁権限表」で定める権限を超えた権限行使の抑止、内部統制手続の維持向上活動とモニタリング
- b) 不正行為に関する役員への報告の義務化
- c) コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についてのコンプライアンス担当部署による監督の仕組み

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に当社グループのビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。管理部門管掌役員は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月1回原則として全取締役出席のもとに開催し、「取締役会規程」及び関係法令に定められた重要な意思決定を行う。年次事業計画、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会において目標達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保する。

## 事業報告

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
  - (2) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、当社の取締役または従業員を必要に応じて派遣するとともに、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
  - (3) 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
  - (4) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務執行を補助する取締役または使用人を求めた場合は、これを設置する。この者は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補助して実査・往査を行う。
- 監査等委員会の職務執行を補助する使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が協議のうえ、当社の使用人から選任する。当該使用人の業績評価は監査等委員会が行う。当該使用人は監査等委員である取締役の職務執行の補助に関し、監査等委員会の監督のみに服し、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。当該使用人は当社の業務の執行にかかわる役職を兼務しない。
- ⑦ 当社グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、その職務の内容に応じ以下に定めることにつき、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査等委員会に報告をする。報告担当者は、監査等委員に対し、重要な会議体への出席を要請し、当該会議体の議事録配信や決裁書類の開示等を行う。また、監査等委員会の求めに応じて必要な情報提供、説明を行う。
- ・当社グループの内部統制に関わる部署（内部監査、経理・財務、コンプライアンスその他）の活動報告概要
  - ・重要な会計方針・会計基準及びその変更（変更前に報告）
  - ・経理、財務関連資料
  - ・内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
  - ・会計監査人の当社を担当する監査パートナーの交代
- また、取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
- 上記報告事項に加え、当社及び子会社の社長及び経理・財務を担当する責任者は、以下の事項を監査等委員会へ報告する。
- a) 当社グループの財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告に係る内部統制の設計及び運用における重要な不備もしくは欠陥。
  - b) 重大であるか否かを問わず、当社グループの財務報告に係る内部統制において重要な

役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為。

当社は、監査等委員会に対して報告を行ったことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当社は速やかにこれに応じることとする。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - ・ 監査等委員会は、当社グループの内部統制システムの有効性について、内部監査を担当するものと連携を図る。
  - ・ 監査等委員会は、会計監査人を監視するとともに、会計監査人の監査計画、報酬及び非監査業務等について会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通を行う。
  - ・ 監査等委員会の職務の執行において必要な場合、監査等委員会は当社グループの内部監査を担当するもの、その他の部署に所属する使用人と協力してこれを行うことができる。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制  
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、グループ全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。上記基本方針のもと、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、有事の際の対応を定める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス等

リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に1回開催しビジネスリスクに関するモニタリング状況の共有、ミスやクレームの報告をしております。リスク・コンプライアンス委員会には常勤監査等委員も出席し、リスク・コンプライアンスに関する情報共有、課題事項への対応等についての共有を行いました。年間を通し、景品表示法や不正競争防止法をはじめとした各種研修を行い、コンプライアンス意識の向上に努めました。また、法令及び社内規則の逸脱に関する相談や内部通報を受け付ける「内部通報窓口」を設置しており、内部通報制度に関する研修も全社員を対象に実施し、周知いたしました。

### ② 内部監査

代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・定款・社内規程等の遵守状況について、内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告いたしました。

### ③ 監査等委員会の独立性について

当社は、会社規模を考慮して監査等委員である取締役の業務を補佐する従業員は設けておりません。監査等委員である取締役自らが、監査計画や監査等委員会議事録作成などの業務を実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

### ④ 法令順守及び取締役の職務執行について

定例取締役会を毎月1回開催し、ここでは事業計画の実現に係る重要な業務に関する意思決定及び業務執行状況の報告を行っております。また、急を要する協議や承認が必要な場合には、臨時の取締役会を開催できる体制をとっております。また、社内取締役と執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、重要な経営課題の対応方針の決定、取締役会議案の審議などを行っております。この経営会議には常勤監査等委員が出席しております。

この他、常勤監査等委員は日常的に社長その他の取締役、執行役員らと意見交換し、また子会社に往査し、これらの活動により得られたリスク情報を非常勤監査等委員、社外取締役、会計監査人及び内部監査部門にも共有することで、連携して法令順守及び取締役の職務執行を監査する体制を構築しております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮して適切に配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,556,364</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,828,548</b> |
| 現金及び預金          | 2,698,159        | 買掛金             | 1,211,644        |
| 売掛金             | 944,900          | 短期借入金           | 300,000          |
| 商品              | 1,679,638        | 1年内返済予定の長期借入金   | 634,998          |
| 仕掛品             | 8,739            | 未払金             | 141,566          |
| 貯蔵品             | 7,111            | 未払費用            | 161,367          |
| 前払費用            | 95,105           | 未払法人税等          | 117,680          |
| その他             | 124,009          | 前受金             | 64,954           |
| 貸倒引当金           | △1,300           | 預り金             | 12,288           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,041,644</b> | 賞与引当金           | 111,176          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,584</b>    | その他の            | 72,872           |
| 建物              | 2,829            | <b>固定負債</b>     | <b>1,570,999</b> |
| 工具、器具及び備品       | 10,754           | 長期借入金           | 1,566,939        |
| その他             | 0                | その他             | 4,060            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>420,934</b>   |                 |                  |
| ソフトウェア          | 36,555           |                 |                  |
| のれん             | 380,043          | <b>負債合計</b>     | <b>4,399,547</b> |
| その他             | 4,335            | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>607,126</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>2,198,335</b> |
| 関係会社株式          | 60,000           | 資本              | 742,009          |
| 関係会社長期貸付金       | 150,000          | 資本剰余金           | 730,509          |
| 長期前払費用          | 3,281            | 利益剰余金           | 725,920          |
| 繰延税金資産          | 112,289          | 自己株式            | △103             |
| 敷金及び保証金         | 232,110          | 新株予約権           | 126              |
| その他             | 49,652           |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △208             | <b>純資産合計</b>    | <b>2,198,461</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,598,008</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>6,598,008</b> |

## 連結計算書類

### 連結損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                               |     | 金       | 額          |
|-----------------------------------|-----|---------|------------|
| 売 上                               | 高 価 |         | 12,310,068 |
| 売 上 原 価                           |     |         | 9,246,065  |
| 売 上 総 利 益                         |     |         | 3,064,003  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費               |     |         | 2,749,694  |
| 営 業 外 利 益                         |     |         | 314,309    |
| 営 業 外 収 益                         |     |         |            |
| 受 取 利 息                           |     | 387     |            |
| 助 成 金 収 入                         |     | 1,300   |            |
| 雑 収 入                             |     | 15,259  | 16,947     |
| 営 業 外 費 用                         |     |         |            |
| 支 払 利 息                           |     | 11,647  |            |
| 支 払 手 数 料                         |     | 18,170  |            |
| 雑 損 失                             |     | 7,118   |            |
| そ の 他                             |     | 494     | 37,430     |
| 経 常 利 益                           |     |         | 293,825    |
| 特 別 利 益                           |     |         |            |
| 保 険 解 約 返 戻 金                     |     | 30,305  | 30,305     |
| 特 別 損 失                           |     |         |            |
| 減 損 損 失                           |     | 225,391 |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                     |     | 18,107  |            |
| 事 業 撤 退 損                         |     | 46,101  | 289,600    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益             |     |         | 34,530     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税             |     | 154,511 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                     |     | 99,846  | 254,357    |
| 当 期 純 損 失 (△)                     |     |         | △219,826   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) |     |         | △219,826   |

## 連結株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

|                          | 株主資本    |         |          |      |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|---------|---------|----------|------|-----------|-------|-----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式 | 株主資本合計    |       |           |
| 当期首残高                    | 736,752 | 725,252 | 945,747  | －    | 2,407,751 | －     | 2,407,751 |
| 当期変動額                    |         |         |          |      |           |       |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 5,257   | 5,257   | －        | －    | 10,514    | －     | 10,514    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  | －       | －       | △219,826 | －    | △219,826  | －     | △219,826  |
| 自己株式の取得                  | －       | －       | －        | △103 | △103      | －     | △103      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | －       | －       | －        | －    | －         | 126   | 126       |
| 当期変動額合計                  | 5,257   | 5,257   | △219,826 | △103 | △209,416  | 126   | △209,289  |
| 当期末残高                    | 742,009 | 730,509 | 725,920  | △103 | 2,198,335 | 126   | 2,198,461 |

## 連結計算書類

### 連結注記表

#### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

##### 1. 連結の範囲に関する事項

###### (1) 連結子会社の状況

|          |                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 6社                                                                                 |
| 連結子会社の名称 | いつもコマース株式会社<br>株式会社ビーラン<br>株式会社COMY<br>株式会社サンダークリエイト<br>株式会社ThinkForm<br>合同会社ピースユー |

当連結会計年度より、持分の新規取得に伴い、合同会社ピースユーを連結の範囲に含めております。

###### (2) 非連結子会社の状況

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 非連結子会社の名称 | いつもキャピタル株式会社<br>上海常常商貿有限公司 |
|-----------|----------------------------|

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

##### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 会計方針に関する事項

###### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定したうえで均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ECマーケットプレイスサービス

当社は、ECマーケットプレイスサービスとして、ブランドメーカーから仕入れた商品や自社ブランド商品をECプラットフォームにおいて消費者に直接販売しております。収益認識にあたり、出荷時点と引渡時点に重要な相違はないため、出荷時点で顧客が当該商品への支配を獲得し履行義務が充足されるものと判断し、出荷時点で収益を認識しております。また、コールセンター代行サービス、物流倉庫サービスも提供しております。これらのサービスは、反復的に継続して提供していることから、一定の契約期間にわたる履行義務が充足されているものとして収益を認識しております。

## 連結計算書類

### ② ECマーケティングサービス

ECプラットフォームや自社サイトにおけるマーケティングやコンサルティング等のEC業務支援を行っております。本サービスの収益は、クリエイティブ支援等によって発生する一時的な収益であるショット売上と、契約期間に応じた安定収益であるストック売上に区分しております。ショット売上に関しては、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。またストック売上に関しては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | 112,289千円 |
| (2) その他の情報                |           |

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. のれんの評価

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 |           |
| のれん                       | 380,043千円 |
| 減損損失                      | 225,391千円 |
| (2) その他の情報                |           |

当社グループは、事業または株式の取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しております。のれんについてその効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって、資産のグルーピングを行っております。

のれんの減損の兆候の有無については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や実績が当初の事業計画を下回っている場合等において、減損の兆候を識別しております。のれんを含む資産グループの帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回る場合には減損損失を計上していません。

なお、当連結子会社のブランドにおいて、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、株式譲受時または事業譲受時に発生したのれんについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

のれんの減損損失の認識に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、各事業または連結子会社の事業計画を基礎としており、事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり考慮する売上高成長率や売上原価率、販売費及び一般管理費率等について一定の仮定をしております。将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの減損損失が発生する可能性があります。

### 連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 △44,283千円
- 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する注記  
 当社グループは、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。  
 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 2,800,000千円  
 貸出実行残高 300,000千円  
 差引額 2,500,000千円

### 連結損益計算書に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益  
 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に記載しております。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 当期増加    | 当期減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|---------|------|-----------|
| 普通株式(株) | 5,691,000 | 115,800 | —    | 5,806,800 |

(注1) 普通株式の発行済株式の増加115,800株は、新株予約権の行使による増加107,500株及び譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加8,300株であります。

- 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 当期増加  | 当期減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|-------|------|----------|
| 普通株式(株) | —         | 5,422 | —    | 5,422    |

(注1) 普通株式の自己株式の増加5,422株は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得5,300株及び単元未満株式の買取りによる増加122株であります。

## 連結計算書類

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当連結会計年度末における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数  
該当事項はありません
5. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 178,940株

### 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、資金計画に基づき、事業に必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。  
敷金及び保証金は、主に不動産賃貸借契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。  
営業債務である買掛金・未払金・未払費用・未払法人税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。  
借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理  
当社グループは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
    - ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理  
借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。また、当社グループは、外貨建債権及び債務を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため、為替の変動リスクを重要なものと認識していません。
    - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社グループは、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。



(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は現金であること、また、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|         | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額     |
|---------|------------|-----------|--------|
| 敷金及び保証金 | 232,110    | 227,188   | △4,921 |
| 資産計     | 232,110    | 227,188   | △4,921 |
| 短期借入金   | 300,000    | 298,915   | △1,084 |
| 長期借入金 ※ | 2,201,937  | 2,200,682 | △1,254 |
| 負債計     | 2,501,937  | 2,499,598 | △2,338 |

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|           | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|---------|---------|----------|------|
| 敷金及び保証金 ※ | 102,139 | —       | —        | —    |

※ 敷金及び保証金のうち、償還期日を把握できないものは含んでおりません。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 長期借入金 | 634,998 | 613,728     | 591,034     | 280,659     | 67,740      | 13,778 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

## 連結計算書類

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |           |      |           |
|---------|------|-----------|------|-----------|
|         | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 敷金及び保証金 | －    | 227,188   | －    | 227,188   |
| 資産計     | －    | 227,188   | －    | 227,188   |
| 短期借入金   | －    | 298,915   | －    | 298,915   |
| 長期借入金   | －    | 2,200,682 | －    | 2,200,682 |
| 負債計     | －    | 2,499,598 | －    | 2,499,598 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 敷金及び保証金

これらの時価については一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 短期借入金並びに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                           | サービス区分              |                   | 計          |
|---------------------------|---------------------|-------------------|------------|
|                           | ECマーケット<br>プレイスサービス | ECマーケティング<br>サービス |            |
| 一時点で移転される<br>財及びサービス      | 9,157,437           | 174,538           | 9,331,975  |
| 一定の期間にわたり移転される財<br>及びサービス | 406,816             | 2,571,276         | 2,978,093  |
| 顧客との契約から生じる収益             | 9,564,253           | 2,745,814         | 12,310,068 |
| 外部顧客への売上高                 | 9,564,253           | 2,745,814         | 12,310,068 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「3. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 重要性に乏しいため、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 378円93銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | △38円20銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,050,882</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,495,194</b> |
| 現金及び預金          | 1,976,024        | 買掛金             | 1,003,456        |
| 売掛金             | 839,444          | 短期借入金           | 300,000          |
| 商品              | 932,154          | 1年内返済予定の長期借入金   | 632,272          |
| 仕掛品             | 8,128            | 未払金             | 114,527          |
| 貯蔵品             | 4,852            | 未払費用            | 160,939          |
| 前払費用            | 80,842           | 未払法人税等          | 55,522           |
| その他             | 210,735          | 前受金             | 64,954           |
| 貸倒引当金           | △1,300           | 預り金             | 11,311           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,816,451</b> | 賞与引当金           | 106,388          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,583</b>    | その他             | 45,822           |
| 建物              | 2,829            | <b>固定負債</b>     | <b>1,546,725</b> |
| 工具、器具及び備品       | 10,754           | 長期借入金           | 1,542,665        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>25,913</b>    | その他             | 4,060            |
| ソフトウェア          | 25,913           | <b>負債合計</b>     | <b>4,041,919</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,776,953</b> | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 関係会社株式          | 60,000           | <b>株主資本</b>     | <b>2,825,288</b> |
| 関係会社出資金         | 397,000          | 資本金             | 742,009          |
| 関係会社長期貸付金       | 1,961,000        | 資本剰余金           | 730,509          |
| 長期前払費用          | 3,281            | 資本準備金           | 730,509          |
| 繰延税金資産          | 104,367          | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,352,873</b> |
| 敷金及び保証金         | 231,309          | その他利益剰余金        | 1,352,873        |
| その他             | 20,202           | 繰越利益剰余金         | 1,352,873        |
| 貸倒引当金           | △208             | <b>自己株式</b>     | <b>△103</b>      |
|                 |                  | 新株予約権           | 126              |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,825,414</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,867,334</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>6,867,334</b> |

損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                   |     | 金 額     |           |
|-----------------------|-----|---------|-----------|
| 売 上                   | 高 価 |         | 9,545,536 |
| 売 上 原 価               |     |         | 6,827,223 |
| 売 上 総 利 益             |     |         | 2,718,312 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     |         | 2,211,594 |
| 営 業 利 益               |     |         | 506,718   |
| 営 業 外 収 益             |     |         |           |
| 受 取 利 息               |     | 7,009   |           |
| 助 成 金 収 入             |     | 1,300   |           |
| 雑 業 外 費 用             |     | 11,570  | 19,879    |
| 支 払 利 息               |     | 11,051  |           |
| 支 払 手 数 料             |     | 18,074  |           |
| そ の 他                 |     | 1,660   | 30,786    |
| 経 常 利 益               |     |         | 495,811   |
| 特 別 利 益               |     |         |           |
| 保 険 解 約 返 戻 金         |     | 21,851  | 21,851    |
| 特 別 損 失               |     |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         |     | 18,107  |           |
| そ の 他                 |     | 846     | 18,954    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     |         | 498,708   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |     | 118,324 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         |     | 17,345  | 135,669   |
| 当 期 純 利 益             |     |         | 363,039   |

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |         |                     |           |      |           |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------------------|-----------|------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金               |           | 自己株式 | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |      |           |
| 当期首残高                   | 736,752 | 725,252 | 725,252 | 989,834             | 989,834   | —    | 2,451,838 |
| 当期変動額                   |         |         |         |                     |           |      |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)     | 5,257   | 5,257   | 5,257   | —                   | —         | —    | 10,514    |
| 当期純利益                   | —       | —       | —       | 363,039             | 363,039   | —    | 363,039   |
| 自己株式の取得                 | —       | —       | —       | —                   | —         | △103 | △103      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —       | —       | —                   | —         | —    | —         |
| 当期変動額合計                 | 5,257   | 5,257   | 5,257   | 363,039             | 363,039   | △103 | 373,449   |
| 当期末残高                   | 742,009 | 730,509 | 730,509 | 1,352,873           | 1,352,873 | △103 | 2,825,288 |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|-------|-----------|
| 当期首残高                   | —     | 2,451,838 |
| 当期変動額                   |       |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)     | —     | 10,514    |
| 当期純利益                   | —     | 363,039   |
| 自己株式の取得                 | —     | △103      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 126   | 126       |
| 当期変動額合計                 | 126   | 373,575   |
| 当期末残高                   | 126   | 2,825,414 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 3～10年

##### (2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

## 計算書類

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① ECマーケットプレイスサービス

当社は、ECマーケットプレイスサービスとして、ブランドメーカーから仕入れた商品や自社ブランド商品をECプラットフォームにおいて消費者に直接販売しております。収益認識にあたり、出荷時点と引渡時点に重要な相違はないため、出荷時点で顧客が当該商品への支配を獲得し履行義務が充足されるものと判断し、出荷時点で収益を認識しております。また、コールセンター代行サービス、物流倉庫サービスも提供しております。これらのサービスは、反復的に継続して提供していることから、一定の契約期間にわたり履行義務が充足されているものとして収益を認識しております。

#### ② ECマーケティングサービス

ECプラットフォームや自社サイトにおけるマーケティングやコンサルティング等のEC業務支援を行っております。本サービスの収益は、クリエイティブ支援等によって発生する一時的な収益であるショット売上と、契約期間に応じた安定収益であるストック売上に区分しております。ショット売上に関しては、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。またストック売上に関しては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 | 104,367千円 |
| (2) その他の情報            |           |

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 関係会社投融資の評価

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 |             |
| 関係会社株式                | 60,000千円    |
| 関係会社出資金               | 397,000千円   |
| 関係会社長期貸付金             | 1,961,000千円 |



(2) その他の情報

子会社を通じたブランドバリューアップ（自社ブランドの取得・開発）を行うこと等を目的に、関係会社の株式取得や出資、関係会社に対する資金の貸付を行っております。

関係会社株式及び関係会社出資金については、財政状態の悪化によりその実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理することとしております。また、関係会社への貸付金については、融資先の支払い能力を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上することとしております。

関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性や、関係会社への貸付金の回収可能性の評価については、その関係会社の事業計画（投資先又は融資先がブランド取得のために取得した会社の事業計画も含む）に基づいて判断しておりますが、事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり考慮する売上高成長率や売上原価率、販売費及び一般管理費率等について一定の仮定をおいております。将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画等の見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類において株式等の評価損又は貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

**貸借対照表に関する注記**

|                                                                                                   |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                 | 44,283千円    |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                                                             |             |
| 短期金銭債権                                                                                            | 105,346千円   |
| 長期金銭債権                                                                                            | 1,961,000千円 |
| 3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する注記                                                                      |             |
| 当社は、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。こちらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。 |             |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額                                                                             | 2,800,000千円 |
| 貸出実行残高                                                                                            | 300,000千円   |
| 差引額                                                                                               | 2,500,000千円 |

**損益計算書に関する注記**

|             |          |
|-------------|----------|
| 1. 関係会社との取引 |          |
| 営業取引による取引高  |          |
| 売上高         | 44,885千円 |
| 営業取引以外の取引高  | 11,488千円 |

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 当期増加  | 当期減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-------|------|--------|
| 普通株式(株) | —       | 5,422 | —    | 5,422  |

(注1) 普通株式の自己株式の増加5,422株は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得5,300株及び単元未満株の買取りによる増加122株であります。

#### 2. 当事業年度末における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数 該当事項はありません。

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の主な発生原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払費用概算計上額 | 40,182千円  |
| 賞与引当金     | 32,576千円  |
| 減価償却超過額   | 8,755千円   |
| 資産調整勘定    | 6,042千円   |
| 未払社会保険料   | 5,019千円   |
| 未払事業税     | 4,381千円   |
| 株式報酬費用    | 2,844千円   |
| その他       | 6,145千円   |
| 繰延税金資産小計  | 105,947千円 |
| 評価性引当額    | △1,579千円  |
| 繰延税金資産合計  | 104,367千円 |

## 関連当事者に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>または氏名  | 資本金<br>または<br>出資金<br>(千円) | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容      | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------------|------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | いつもコマース<br>株式会社  | 10,000                    | 100                           | 資金の援助<br>役員の兼任<br>人員の出向 | 資金の貸付 (注1) | —            | 関係会社<br>長期貸付金 | 1,800,000    |
|     |                  |                           |                               |                         | 費用の立替 (注2) | 102,138      | 立替金           | 96,880       |
| 子会社 | いつもキャピ<br>タル株式会社 | 50,000                    | 100                           | 資金の援助<br>役員の兼任          | 資金の貸付 (注1) | 100,000      | 関係会社<br>長期貸付金 | 150,000      |

取引条件及び取引条件の決定方法

(注1) 貸付金の利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 費用の立替は、主に出向者給与負担金とM&Aにかかる取得費用であります。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 487円00銭

1 株当たり当期純利益 63円09銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社いつも  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社いつもの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いつも及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社いつも  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社いつもの2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査等委員会の監査報告書

#### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社いつも 監査等委員会

常勤監査等委員 新熊 聡 ㊟

監査等委員 上山 亨 ㊟

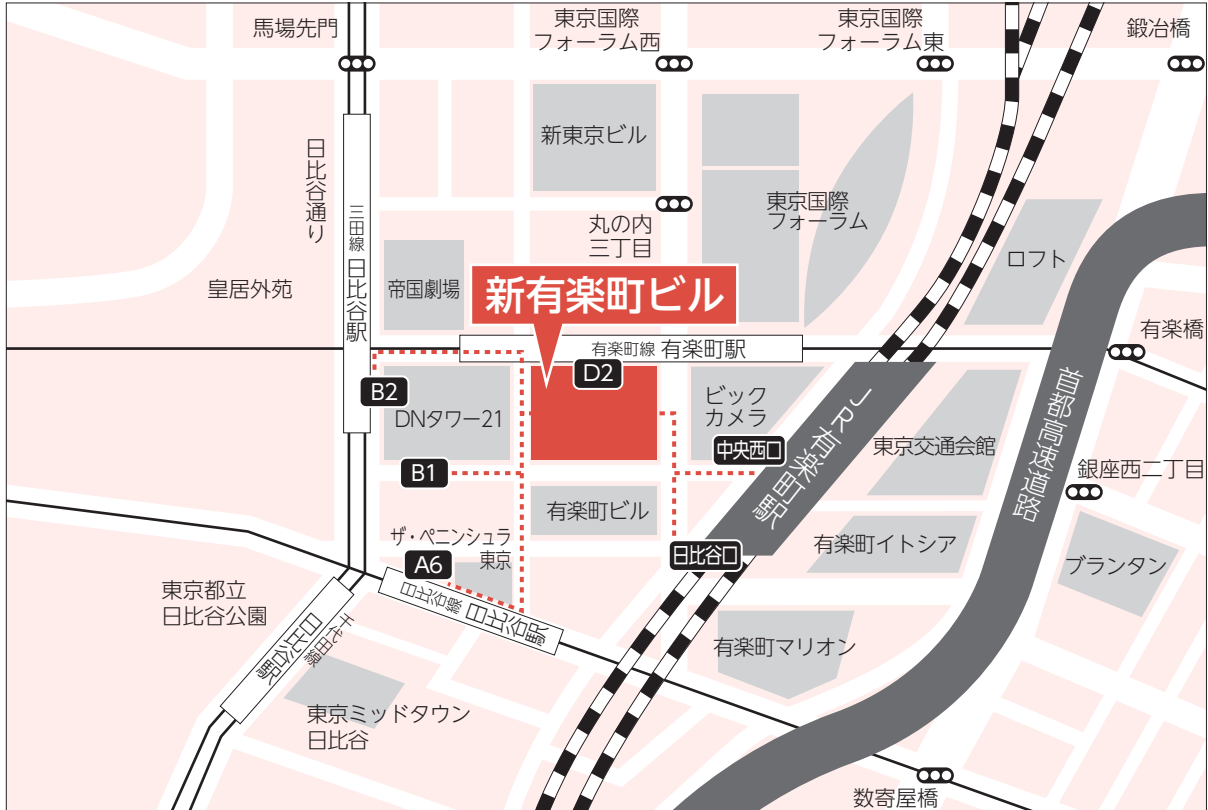
監査等委員 岡田 章二 ㊟

(注) 監査等委員新熊聡、上山亨及び岡田章二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
新有楽町ビル7階  
株式会社いつも 当社オフィス



- 《交通》 J R線 : 有楽町駅中央西口／日比谷口より徒歩 1分  
地下鉄有楽町線 : 有楽町駅D 2 出口より連絡  
地下鉄千代田線／日比谷線 : 日比谷駅A 6 出口より 3分  
地下鉄三田線 : 日比谷駅B 1 またはB 2 出口より徒歩 3分

お問い合わせ先 株式会社いつも総務 03-4590-7986



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。